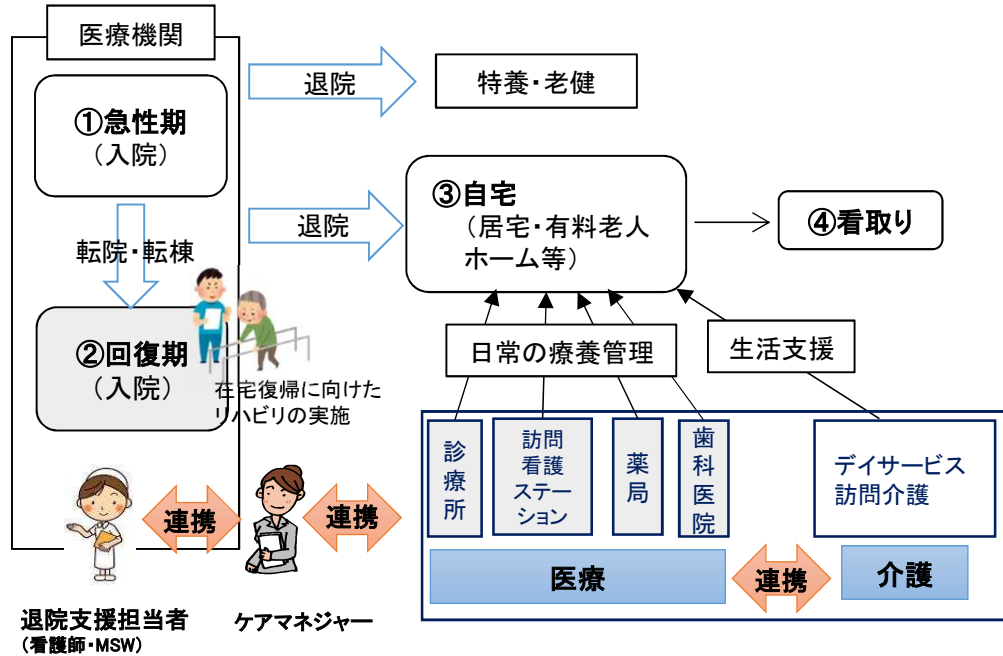


平成30年度在宅医療提供体制整備事業

在宅医療・介護の流れ(イメージ)

県民の安心した生活を支えるため、切れ目ない在宅医療・介護提供体制を整備
(①→②→③→④の取組に係る連携を円滑に)



理解促進

県民

在宅医療を推進する県の取組

人材育成

- ・退院支援強化事業
入院医療機関の医療連携担当者(看護職・MSW)を対象に研修を実施し、退院支援体制の強化を図る。
- ・施設間連携推進事業
医療機関と介護施設等の看護職を対象に研修を実施し、医療・介護の相互理解を深める。
- ・在宅領域の看護ケア能力均てん化推進事業
研修機会の少ない圏域の在宅領域で働く看護職に対して、在宅医療・看護におけるケア能力の向上を目的とした研修を実施し、県全体のケア能力の標準化を図る。
- ・小児在宅医療連携体制整備事業
医師や看護師等を対象に、小児在宅訪問診療の対応手法等を学ぶ研修を実施。
- ・訪問看護ステーション強化推進事業
在宅医療・介護連携の充実のため、訪問看護ステーション従事者を対象とした研修を実施。

基盤整備

- ・在宅医療提供体制強化事業
訪問診療実施に必要なポータブルX線装置など貸出用医療機器を整備する郡市医師会等に助成。
- ・回復期病棟等施設設備整備事業
回復期病床等の増改築に必要な施設設備整備に対し助成。

普及啓発

- ・在宅医療推進フォーラム開催事業
在宅医療に携わる多職種の職務関係者や県民を対象にフォーラムを開催し、好事例の情報共有や在宅医療に対する理解促進を図る。